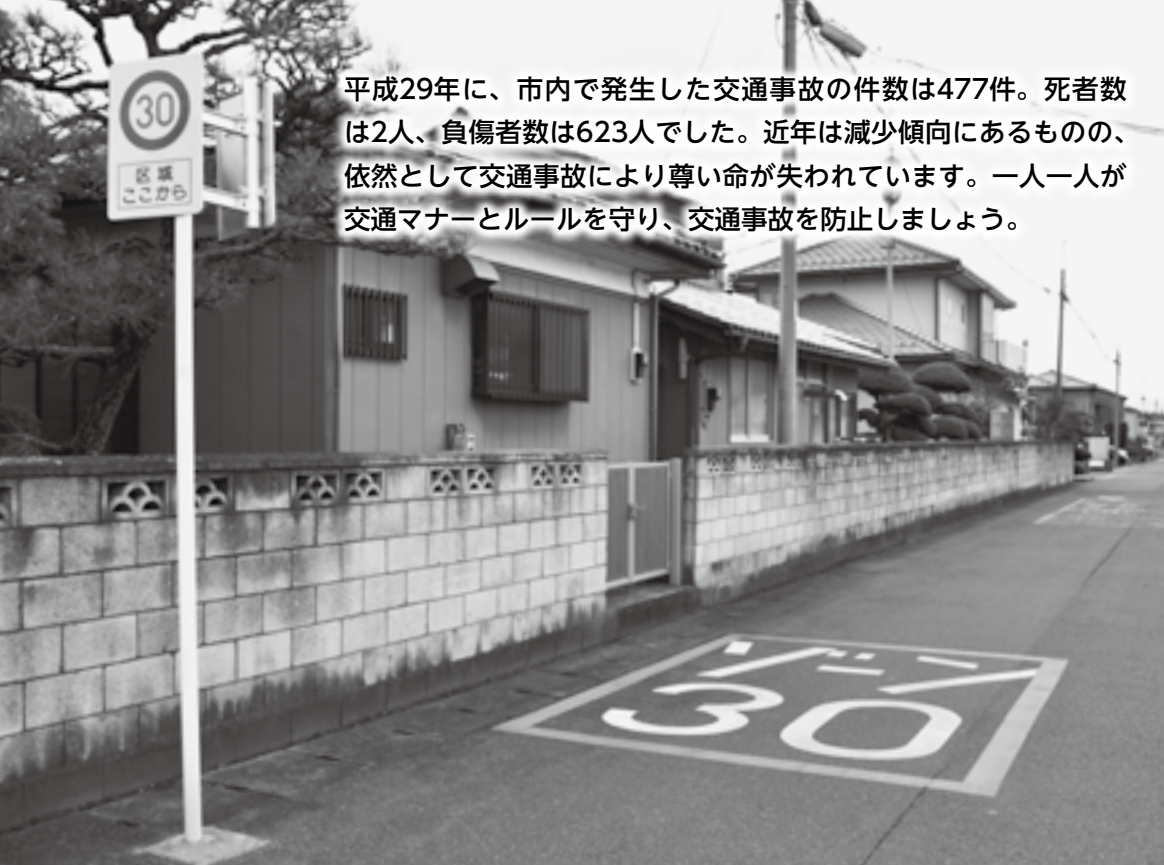


ルールとマナーを見直して安全に



三里塚御料の住宅街に設けられた速度規制区域

平成29年に、市内で発生した交通事故の件数は477件。死者数は2人、負傷者数は623人でした。近年は減少傾向にあるものの、依然として交通事故により尊い命が失われています。一人一人が交通マナーとルールを守り、交通事故を防止しましょう。

自動車の注意点

自動車事故の原因で多いのは、スピードの出し過ぎです。通り慣れた道でも、スピードが出ていると、歩行者が飛び出してきたときに対応するのが難しくなります。少しの油断が大きな事故につながりかねません。夕暮れ時や、学校の登下校の時間帯は特に注意しましょう。

交差点では、安全な速度と方法で進入・通過するよう心掛けましょう。また、横断歩道などに接近する場合は、停止線の直前で停止できるような速度で進行しましょう（進路の前方を横断しようとする歩行者などがいないことが明らかかな場合を除く）。

冬場の運転は

路面凍結に気を付けて

冬は路面の凍結や積雪によるスリップ事故が多発します。特に、

気温が低い夜間や早朝に、橋の上や坂道、交差点、カーブ、トンネルの出入口付近を運転するときは注意が必要です。凍結した路面での急加速、急ブレーキ、急ハンドルなどはスリップの原因となるのでやめましょう。

また、夜間の水まきは凍結の原因になるので、絶対にしないでください。

自転車の注意点

自転車は、子どもから高齢者まで、誰もが利用できる一方、交通ルールやマナーを守らないで運転すると、大きな事故につながる恐れがあります。

県では、道路交通法の順守や、自転車利用者が保険加入に努めることなどを条例で定めています。次のことに気を付け、安全走行を心掛けましょう。

○歩道・車道の区別のある道路では、原則として車道を通行する。

例外として、自転車が歩道を通行できる場合もあるが、そのときも歩行者が優先

○急な進路変更をしない

○交差点では徐行や一時停止をする

○運転中に傘や携帯電話、ヘッドホンなどを使用しない

○夜間はライトや反射材を取り付ける

○高齢者や高校生以下の人はヘルメットの着用を努める

緑道の自転車走行

ニュータウン内などに設けられている緑道は、歩行者と自転車のための専用道路です。運転者はマナーを守り、歩行者の安全に配慮した走行を心掛けましょう。

加入していますか

自転車賠償責任保険

自転車の交通事故では、歩行者などにけがを負わせてしまい、高額な賠償金を支払わなくてはなら

高齢ドライバーの 皆さんへ

高齢者による交通事故の割合は年々増加しています。

自動車は、公共交通機関が発達していない地域に住む高齢者にとっては、生活を営む、余暇を楽しむ上で必要不可欠な交通手段といえます。しかし、人は年齢を重ねるほど、同時に複数のことに注意を払うのが難しくなり、意識と行動のずれが生じやすくなるといわれ、運転中に交通事故を起こす危険性が高くなるといえます。

体調不良時や悪天候時には運転を避ける、通り慣れた道でも油断しない、定期的に運転適性検査を受けることなどが事故の回避につながります。

運転免許証の自主返納

千葉県警察では、高齢運転者に運転免許証の自主的な返納を呼び掛けています。自主返納すると、バスやタクシーといった公共交通機関の運賃割引などの特典を受けることができます。市内でも、千葉交通と成田空港交通のバス乗車運賃が半額に、タクシーの乗車運賃が1割引になります。

自分の運転に不安を感じたとき、家族から事故が心配と言われたときなどには、運転免許証の自主的な返納を検討してください。

※くわしくは成田警察署(☎27-0110)へ。

オンデマンド交通

市では、市内全域で「オンデマンド交通高齢者移送サービス」の実証実験を行っています。利用者の乗降時間や乗降場所の要望に応じる乗り合い型交通機関による移送サービスで、時刻表も決まった路線もありません。市内全域の900カ所以上ある乗降場所と市内の病院やスーパー、市役所などを結びます。

サービスを初めて利用する場合には、事前に利用者登録が必要です。オンデマンド交通専用ダイヤル、高齢者福祉課(市役所議会棟1階)、下総・大栄支所のいずれかで登録してください。

運行日時＝月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前7時30分～午後5時30分

対象＝市内在住の70歳以上で、自動車の乗り降りが自力でできる人

料金(1人1回当たり)＝500円

予約方法＝月～金曜日(祝日・年末年始を除く)の午前8時～午後5時に、オンデマンド交通専用ダイヤル(☎24-0080)へ。利用する日の7日前から乗車を希望する30分前までに予約してください

※くわしくは高齢者福祉課(☎20-1537)へ。

放置自転車が歩行者の事故を 招く可能性も

市では、条例でJ・R・京成成田駅、京成公津の杜駅周辺の公共の場所を自転車等放置禁止区域に指定し、自転車・原動機付自転車の

ない場合があります。この賠償金は、未成年でも免れることはできません。
万が一の事故の際、相手側や自身、家族を守ることにつながる自転車賠償責任保険の加入を検討してください。

駐輪場以外の公共の場所に自転車
撤去を行うこととなります。
買物などの短時間であっても

そこで条例を改正し、4月からは市が良好な生活環境を確保するために必要と認める場合に、放置禁止区域と同様に、自転車などの

す。
しかし、放置自転車などは区域以外でも慢性的に発生し、歩行者の安全な通行の妨げとなつていま

放置を禁止するとともに、放置自転車などの即時撤去を行つていきます。

歩行者の注意点

散歩やジョギングなどで外出する場合は、懐中電灯や、反射材の付

近所だから、慣れた道だからと油断せず、交差点や道路の横断時は信号や横断歩道を利用すること、安全確認を徹底し無理に渡ろうとしないことなどを心掛けましょう。

また、夕暮れから夜間にかけて

などを置いて離れる場合は、放置自転車となりますので注意しましょう。

歩きスマホは 絶対にやめましょう

スマートフォンなどは、マナーを守り安全な場所で使用しましょう

歩行中にスマートフォンなどを操作する「歩きスマホ」は、注意力が失われ他人とぶつかってけがを負わせてしまうなど、自分だけでなく周囲を事故に巻き込むこともあり大変危険です。

スマートフォンなどは、マナーを守り安全な場所で使用しましょう

いたテープ・たすき・キーホルダーなどを身に着けるといった安全対策をしましょう。



自転車等放置禁止区域を示した看板

う。
※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。